

【年末調整とは】

皆様、こんにちは。税務部の武淵将弘です。今年も年末調整の時期が近づいてきました。今回は、「年末調整とは」についてご案内したいと思います。

そもそも年末調整ってなに？

個人で商売をされている方などは、確定申告を自分で言い、収入や経費、所得や税金の計算をして納税をします。一方、サラリーマンなど会社からお給料をもらっている方は、会社が従業員の一年間の給与から計算した所得税と、すでに毎月の給与から天引きしている源泉税の合計額とを精算することで納税が完結する仕組みを年末調整といいます。したがって、サラリーマンの多くは年末調整で納税が完結しますので、確定申告をする必要はありません。具体的には以下の一連の手続きを年末調整と言います。

- ① 「1年間の所得」の計算
- ② 「1年間の所得税」の算出
- ③ 給料から天引きされた所得税と②で計算した所得税との過不足額の精算

Q1: 「1年間の所得」はどうやって計算するの？

1年間の所得は、給与が中心の方の場合、給与所得の金額から所得控除額を差し引いて計算します。

給与所得の金額は、給与の額面金額から給与所得控除額といわれる金額（概算経費みたいなもの）を差し引いた金額です。所得控除額は14種類あります。代表的なものは、社会保険料控除や、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除、配偶者控除、基礎控除などです。しかし、14種類のうち雑損控除、医療費控除、寄付金控除の3種類については、年末調整で控除することはできません。これらの控除で還付を受ける場合は、会社で年末調整をした後に、ご自身で確定申告をする必要があります。

医療費を支出した方は医療費控除、災害に伴い家財などに損害を受けた方は雑損控除、日本赤十字社などに寄付をした方は寄付金控除を受けることができます。ただし、添付書類等の要件がありますので、ご注意ください。

Q2: 「1年間の所得税」はどうやって計算するの？

1年間の所得税は、計算した所得に対しそれに応じた税率を乗じて計算します。住宅ローン控除の適用のある方は、税率を乗じて計算した所得税から、一定の方法で計算した金額を控除することができます。

また、サラリーマンの方が住宅ローン控除を受ける場合、控除する最初の年だけは、ご自身で確定申告をする必要がありますが、2年目以降は年末調整で控除を受けることができます。

Q3: 過不足額の精算ってどういうこと？

毎月の給料から源泉税が天引きされているのに、なぜ年末調整をする必要があるの？と疑問を抱く方もいると思います。それは、ほとんどの場合、天引きされた源泉税の合計額はその方が本来納付しなければならない所得税額と一致しないからです。毎月天引きされる源泉税は、それぞれの配偶者や扶養親族などの人数を考慮して計算されていますが、年の途中でご結婚されたときなどであっても、年の初めに戻って計算し直すことはありません。また、生命保険料などの控除額は毎月の天引きでは考慮されないのです。したがって、毎月天引きされていた所得税額はあくまで”概算”にすぎず、年末に計算をし直して精算をする必要があるのです。

詳しくは、弊社担当者までお気軽にご相談ください。

(税務部／武淵 将弘)

